

産業廃棄物の中間処理施設 (許可番号 第 号)

産業廃棄物の種類
選 別

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
以上 7 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

産業廃棄物の種類
破 砕

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）
紙くず、木くず、繊維くず
以上 4 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

処理能力

選 別

$\text{m}^3 / \text{日}$ （ $5 \text{ m}^3 / \text{時間}$ ）（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

破 砕

廃プラスチック類 $\text{t} / \text{日}$ （ $\text{t} / \text{時間}$ ）、紙くず t （ $\text{t} / \text{時間}$ ）
木くず $\text{t} / \text{日}$ （ $\text{t} / \text{時間}$ ）、繊維くず t （ $\text{t} / \text{時間}$ ）
（上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

管 理 者